

「保育所等入所調整基準の見直しについて」の
パブリックコメントの実施結果について

ご意見お寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

■ 意見の募集期間 平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 9 月 30 日（土）

■ 意見の提出件数

持参	0 件
郵送	0 件
FAX	0 件
E メール	1 件
計	1 件

■ 市の対応の概要（対応区分、件数）

対応区分		件数
A	意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0 件
B	意見の趣旨や考え方が既に案に入っており、修正を要しないと判断したもの	1 件
C	案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0 件
D	意見を反映せず、案どおりとしたもの	0 件
E	その他（要望など）	0 件
合計		1 件

■ 意見の概要と市の対応

整理番号	意見	対応区分	対応区分の理由
1	単身赴任・別居世帯は世帯数が少ないことから論点として見過ごされ易いかもしれないが、片親が家事・育児の全てを担うという点において保育の必要性は極めて高いこと、及び同様の負担を強いられている離婚・死別世帯（「ひとり親世帯」）では調整点数、優先度において考慮がなされていること、の 2 点を鑑み単身赴任・別居世帯においても調整点の加点・優先度の考慮が必要と思料する	B	今回の改正点に含まれていないためパブリックコメント資料に記載がありませんが、本市では従来より加点はせず、「同点数のため入所の優先度が判断できなかった場合」の基準(6)で、「保護者の就労先等が遠方のため、希望園が限定されてしまう者を優先する。ただし、希望園

<p>ものです。事実、本論点は昨今多くの自治体で考慮されているポイントであり、是非逗子市においても考慮いただきたい。</p> <p>【いわゆる「ワンオペ育児」に伴う保育の必要性】</p> <p>単身赴任・別居世帯においては片親が家事育児の全てを担っており、その負担は極めて大きく、外部保育の必要性は極めて高い。例えば毎日の送り迎えにつき、同居家庭においては保育園の送りは父親、迎えは母親というケースも多い中、単身赴任世帯・別居世帯においては全てを片親が担うことになり、時間的・体力的負担は大きい。負担軽減の為に、単身赴任・別居世帯が調整点や優先度において配慮され、できる限り自宅近くの園に入所できることが望ましいと思料する。</p> <p>【「ひとり親世帯」との公平性】</p> <p>離婚・死別等による「ひとり親世帯」は調整点で現状 50 点（見直し案では 90 点）加算され、また優先順位においても考慮されている。実質的な状況は離婚・死別による「ひとり親世帯」と、単身赴任・別居に世帯で差がない中、単身赴任・別居世帯に調整点や優先順位で何らの配慮がなされないことは公平性の観点から疑義を感じる。むしろ離婚世帯であっても元父母が近居であればお互いに育児を助け合うケースもあり、単身赴任・別居世帯のほうが状況が悪い場合もある。</p>	<p>を優先するものであり、入所を優先するものでない。」として対応しております。</p> <p>今回の基準の見直しに当たり、県内の政令指定都市を除く 16 市中、本市等を除く 14 市の基準を参考にいたしました。ご意見のありました「単身赴任等」への加点を行っている市が 4 市、同点の場合に加点する市が 1 市でした。</p> <p>因みに「ひとり親世帯」への優先は、保護者が 1 名で当該保護者が就労しないと生活が困難であることに由来し、国で優先すべき事項とされ、県内 14 市全てで優先事項とされています。</p> <p>頂いたご意見も参考に、県内各市の対応状況も勘案し、今後も必要に応じて検討してまいります。</p>
---	---

※他に、パブリックコメントの募集期間終了後にお寄せいただいたご意見が 1 件ありました。パブリックコメントには反映できませんが、今後の参考にさせていただきます。